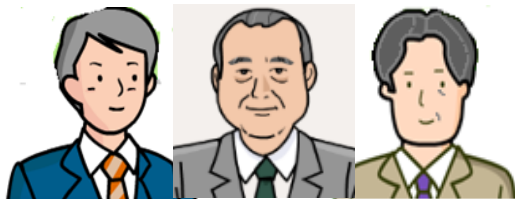


「新輸出大国コンソーシアム」 ハンズオン支援

公募要領

**2016年6月1日(水)より
随時申込受付**

*本公募要領の文言の一部を、追って修正等する可能性があります。
ただし、本公募要領に記載した制度、お申込方法等に関する変更はございません。



I. 事業の目的

「新輸出大国コンソーシアム」の趣旨に基づき、海外展開計画の作成支援から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援までを専門家がハンズオンで一貫支援します。

II. サービス概要

1. 「新輸出大国コンソーシアム」とは

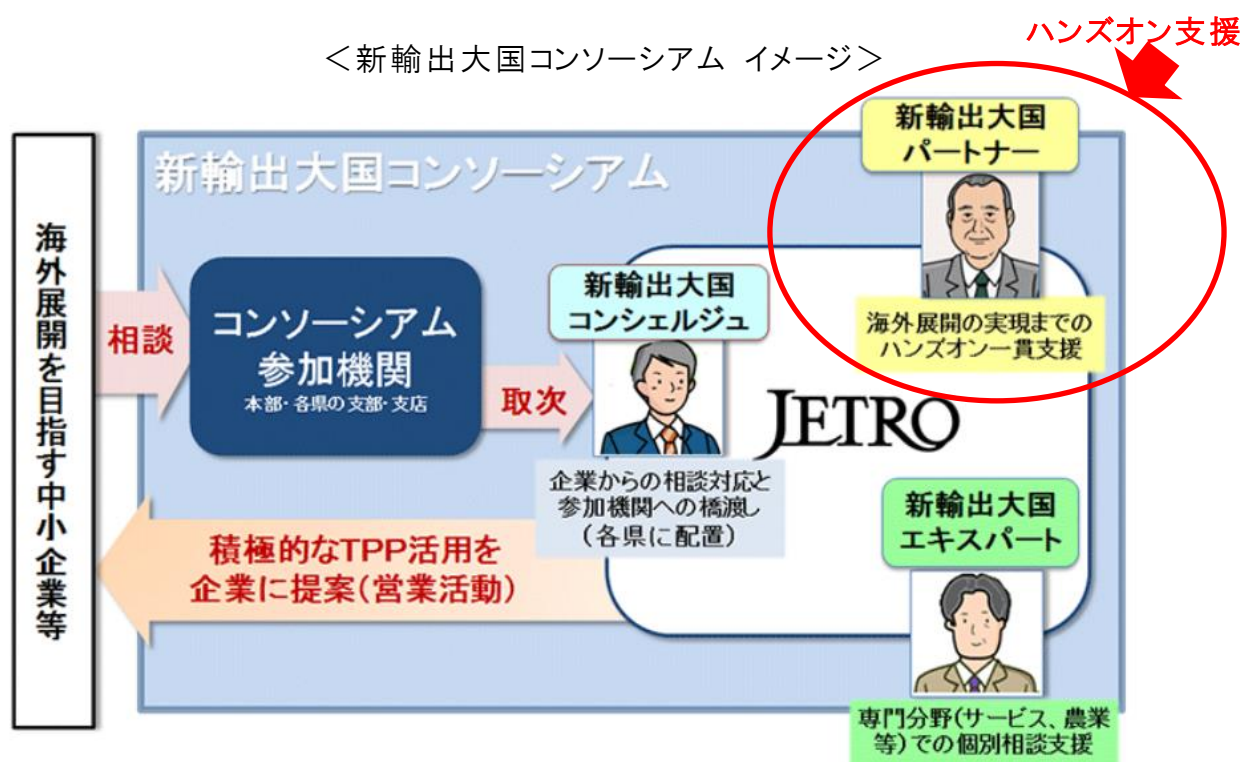
・環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」※)協定のメリットを最大限活用し、グローバル市場開拓・事業拡大を目指す中堅・中小企業等が海外展開を図る上では、製品開発、国際標準化から販路開拓に至るまでの総合的な支援が必要です。「新輸出大国コンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」)は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う体制です。

・支援機関は、自らの機関では解決が困難な課題について、他の支援機関に協力依頼を行うことができ、支援を希望する企業は、複数の機関から様々な支援を受けることができます。また、海外ビジネスに精通した人材を専門家としてジェトロに配置し、専門家は企業の現地調査や販路開拓サポート等の支援を行うとともに、コンソーシアムの各支援機関と連携して、支援機関が提供する支援措置の中から、適切な支援を企業が受けられるよう調整を図ります。これにより、企業は様々な段階に応じて、よりきめの細かい、総合支援を受けることが可能となります。

・上記のほかコンソーシアムの詳細については、下記の WEB サイトをご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/consortium.html>

<新輸出大国コンソーシアム イメージ>



※TPP協定締約国は次の11カ国です(日本以外、五十音順)。

【オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ】

2. 「ハンズオン支援」で提供できるサービス

・「ハンズオン支援」(以下「本サービス」)の選考により採択された企業(以下「採択企業」)には、上記コンソーシアムの趣旨を踏まえ、海外ビジネスに精通した「新輸出大国パートナー」(以下「専門家」)が、継続的な企業訪問を通じて、海外展開計画の作成支援から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援までをハンズオンで一貫支援します。

・必要に応じ、専門分野での個別相談支援(「新輸出大国エキスパート」)。以下同じ)その他のジェトロの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。

※一部の有料サービスをご案内することもあります。

3. ジェトロの費用負担

(1) 専門家の人件費

(2) 専門家の国内外出張旅費

※採択企業に上記費用をお支払いする趣旨ではありません。

4. 採択企業の費用負担

(1) 採択企業の人件費、活動費並びに出張者の出張経費及び保険料等

(2) 一部、専門家の海外での交通費等

※(2)の例 採択企業都合で専門家と同乗するタクシー・ハイヤーの料金。レンタカーの料金。

(3) 訪問面談日時・海外出張日程等の確定後、採択企業都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた時点でジェトロ側の交通費・航空券のキャンセル料等経費が発生した場合の当該諸費用

(4) 弁護士、会計士、通訳、翻訳及び会社設立にかかる費用

(5) その他、上記「3. ジェトロの費用負担」に含まれない費用

III. 申込要件

1. 対象企業

(1) 企業規模

本サービスの公募に申し込む企業(以下「応募者」)は、次のいずれかに該当することが必要です。

① 中小企業

中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)

② 中堅企業

上記の中小企業者以外で、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者またはそれらの者で構成されるグループ(構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業者の利益となる事業を営む者)

※中小・中堅企業者で構成されるグループの場合、取りまとめる幹事企業等があることが前提。

(2) 法令遵守

応募者及び当該役員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為及び公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。

(3) 必要書類の提出等

応募者には、本公募要領及び「ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書」の内容をご理解・ご承諾いただき、次の「IV. 申込方法」により申込書類等をもれなく適切にご登録・ご提出いただきます。

※「ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書」は本公募要領と一体をなすものです。本公募要領に記載されていない免責事項、秘密保持・個人情報保護等の記載もありますので、必ずお読み下さい。

(4) コンソーシアムへのエントリー

本サービスはコンソーシアム内のサービスとして実施されますので、コンソーシアムへのエントリーが必須となります。エントリーは上記必要書類を提出等いただくことにより可能となりますが、「ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書」とは別に「新輸出大国コンソーシアム ご利用条件」に同意いただく必要があります。

2. 業種

- (1) 製造業全業種
- (2) サービス業全業種
- (3) その他の業種

※なお、対応できる適切な専門家がない場合は、支援をお待ちいただく、または支援できない可能性もありますので、予めご了承下さい。

3. 対象となる海外展開プロジェクト

次に定義する海外展開を「6. 支援期間」内に実施するにあたり、専門家のサポートを必要とし、申込フォーム・ロードマップ等を記入・提出できるものであることが必要です。

(1) 輸出プロジェクト

- ① 海外への輸出(直接取引)や現地代理店契約等を目指したプロジェクトであること。
- ② 日本及び対象国で法令に違反する商品・サービスに該当しないこと。
- ③ 新たな輸出であることが望ましい(「新たな輸出」には輸出実績はあるが最後の輸出取引から5年を経過している場合を含む)。

(2) 海外進出プロジェクト

- ① 原則一カ国への海外現地法人(製造・販売等拠点)、支店、店舗、駐在員事務所等の拠点設立や合弁、委託生産等の契約、出資等を目指したプロジェクトであること。
- ② 工場での生産活動を目的としたプロジェクトの場合(委託生産を含む)、申込時点で本格生産が始まっていないプロジェクトであること。店舗の場合、申込時点で本格操業が始まっていないプロジェクトであること。その他の拠点の場合、申込時点で事実上の活動がはじまっていないプロジェクトであること。
- ③ 対象国の現地法令に従った進出プロジェクトであること。
- ④ 新たな海外進出であることが望ましい(「新たな海外進出」には海外進出経験はあるが全ての進出国からの撤退から5年を経過している場合を含む)。

4. 対象国

TPP域内市場の獲得など、TPPを活用した中堅・中小企業の海外展開の取組みを支援対象とします。

*TPP協定締約国はオーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコです(日本以外、五十音順)。

5. 専門家

(1) 「IV.申込方法」による必要書類等により専門家のサポートを希望する内容を明確にさせていただきます。

(2) 専門家は原則国内に在住し、海外展開に係わる知見を活用することにより、助言・情報提供等のコンサルティング及び海外出張等の同行等の支援を行います。

※専門家単独での営業その他の業務代行など請負とみなされる行為及び助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。

6. 支援期間

(1) 支援期間は、採択後に、採択企業、JETRO、専門家の三者で協議のうえ、原則2018年2月28日までの範囲内で設定します。ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了します。

- ① 支援期間中に、所定の目標(安定的な輸出取引の確立、拠点の安定的稼働等)を達成したとJETROが判断したとき。
- ② 申込要件から外れたときなど、採択企業の状況が変化したとき。
- ③ 「ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書」の内容に違反したとき。

7. その他

(1) 海外展開の体制整備に取り組んでいただくとともに、本サービスの担当者を指定し、JETROからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。

(2) 必要に応じて、採択企業の費用で対象国への出張が可能であること。

(3) 本サービスの進捗と成果についての報告書作成が可能であること。

(4) 本サービスの進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、JETROが実施する調査にご回答いただけること。

なお、本サービスにより海外展開を実現した事例について、JETROまたはコンソーシアム内の他の参加機関は、採択企業の了解を得たうえで、他の中堅・中小企業等に情報提供することがあります。

IV. 申込方法

1. 申込書類等

(1) 申込フォーム(オンライン登録)

(2) ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書

(3) ロードマップ

(4) 決算報告書(直近3ヵ年度)※

①貸借対照表、②損益計算書、③販売費及び一般管理費明細、④製造原価明細、⑤完成工事原価報告書(ただし④は製造業のみ、⑤は建設業のみ)

※上記決算書類以外の3ヵ年度の経営成績、財政状態等を証明できる書類の提出で代替することもできます。

(5) 会社案内(企業WEBサイトがない場合のみ)

2. 提出方法

(1) オンライン登録

- ① 次のURLの申込フォームより必要事項をご登録ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bdb/hands-on-2>

※ご登録に先立ち「新輸出大国コンソーシアム ご利用条件」に同意いただきます。

- ② 上記必要書類のうち「決算報告書(直近3カ年度)」、「ロードマップ」は、電子媒体(PDF)を添付することによりご提出いただきます。

※申込フォームは記入途中の一時保存ができません。また、オンライン登録は「確認」ボタンがクリックされなかった場合、開始から60分でセッションアウトとなりデータが無効となります。事前に記入内容および添付書類をご準備のうえ、必要事項を入力・登録下さい。

(2) 郵送

申込書類等のうち次の書類は下記あて先にご郵送ください。

- ① 「ハンズオン支援応募・利用条件兼同意書」(代表者印(登記所に登録した実印)押印済の原本)
- ② 「会社案内」(企業WEBサイトがない場合のみ)

【あて先】

日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス展開支援部 新興国進出支援課

「新輸出大国コンソーシアム ハンズオン支援」事務局

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

※封筒には、「新輸出大国コンソーシアム ハンズオン支援/同意書等在中」と朱書してください。

(3) 再申込の取り扱い

本サービスの選考により審査不通過となった応募者が、海外展開プロジェクト、事業計画及び実施体制を見直す等により再申込する場合は、別途申込書類等をご案内しますので、「VI. お問い合わせ先」までご相談ください。

(4) ご留意点

- ① お申込は上記のとおりオンライン登録が原則となります。ただし、設備の問題等でオンライン登録が難しい場合は「VI. お問い合わせ先」までご相談ください。
- ② すべての申込書類等の受領をもって申込があったものとみなします。なお、当該書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退する場合は、申込辞退届(様式任意)を原則書面でご提出ください。
- ③ 申込書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- ④ ご提出いただいた申込書類等の内容については、「新輸出大国コンソーシアムに係る実施要綱」に則り適切に取り扱うものとします。
- ⑤ 申込書類等の作成・提出や面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は応募者負担でお願いいたします。

V. 選考・支援

1. 選考

(1) 選考基準

前記「Ⅲ. 申込要件」のほか、次の事項にもとづき選考いたします。

- ① 経営理念・戦略、海外展開の動機・目的が明確であること。
- ② 経営者と事業責任者のコミットメントと意欲があること。
- ③ 海外展開を可能とする実施体制が組まれていること。
- ④ 安定的な財務基盤を有すること。
- ⑤ 海外展開の対象国が明確で、ある一定期間での成果の実現を目指していること。
- ⑥ 対象商品・サービス等の市場ニーズが見込まれること。

※上記に加え、対象国の市場状況、規制状況、治安、専門家の専門分野、JETROの受け入れ体制等を含め、総合的に勘案いたします。

(2) 選考方法

上記の選考基準にもとづき、次のとおり審査のうえ採否を決定させていただきます。

① 書類審査(一次審査)

- ・ご提出いただいた申込書類等にもとづき審査いたします。
- ・審査を通過した応募者には、次の「②面談審査(二次審査)」の日程をすべての申込書類等の受領後、概ね2週間から1カ月までをめぐりに電話またはメールにより通知いたします。

② 面談審査(二次審査)

- ・原則として代表者と事業責任者にご出席いただき、JETROの担当者と専門家候補との面談により審査いたします。
- ・審査を通過した応募者には、対象国、業種、サポートを希望する内容等に応じて、適した専門家のマッチングを行います。
- ・専門家のマッチングができた応募者には採択通知書により通知いたします。

③ 審査不通過等の場合

- ・上記①もしくは②の審査の結果により不通過となる場合、または専門家とのマッチングができなかった場合においても、申込内容を勘案し適応する専門分野での個別相談支援その他のJETROの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービス等をご案内させていただきます。
- ・上記のご案内ができない場合及びその他の理由で不採択となる場合は、その旨連絡いたします。

※2016年度の採択企業数は500社程度を予定しております。

2. コンソーシアム会員証

(1) 採択企業

コンソーシアムの趣旨にもとづき、採択企業については、採択通知書にあわせて「新輸出大国コンソーシアム会員証」を発行のうえ送付いたします(すでに同会員証を送付済の場合を除く)。

(2) 審査不通過等の企業

一部の不採択となる場合を除き、「新輸出大国コンソーシアム会員証」を発行のうえ送付いたします(すでに同会員証を送付済の場合を除く)。

*新輸出大国コンソーシアム会員は「JETRO・メンバーズ(会員)」とは異なるものです。

JETRO・メンバーズ(会員)の詳細については、<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>をご覧ください。

3. 支援

(1) 支援内容

採択企業については、次のとおり支援を行います。

- ① 採択企業、JETRO、専門家の三者でキックオフ・ミーティングを実施し、支援内容、支援期間等について確認いたします。
- ② 専門家が定期的に訪問・電話等で支援し、海外出張にも同行するなどして支援します。
- ③ 専門家が、必要に応じて、専門分野での個別相談支援その他のJETROの支援サービス及びコンソーシアム内の他の参加機関のサービスに取り次ぎます。
- ④ JETROが定期的に支援活動のレビューを実施し、必要に応じて専門家の交替・追加その他支援の見直しを行います。

(2) 進捗・成果報告

支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査にご回答いただきます。

VI. お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ) ビジネス展開支援部 新興国進出支援課
「新輸出大国コンソーシアム ハンズオン支援」事務局
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】

bdb-hands-on@jetro.go.jp

【電話番号】

03-3582-5397(9:00～12:00、13:00～17:00(土日、祝祭日を除く))

